

Vietnamese

Business & Law

月刊 ベトナム法令・ビジネス情報

ニュース

2012年10月

内容

ページ

1. 法人税

1. 規定に従わない傷病手当、退職手当に係る損金算入要件 1
2. 従業員のために購入した飲料費の損金算入 1

2. 個人所得税

1. 短期労働者の所得に対する個人所得税 1
2. サービスを提供する個人に係る個人所得税 1

3. 付加価値税

1. 付加価値税納税期限の延期に関する Circular 175/2002/TT-BTC 2
2. ベトナム国外で提供されるサービスに係る付加価値税 2
3. ノンバンクからの借入利息に係る付加価値税 2

4. 外国契約者税

1. ベトナムに商業拠点を有しない外国契約者の事業税納付義務 2
2. 外国契約者に支払う前払金に係る外国契約者税の申告手続き 2



I-GLOCAL
incubate the next

IGLA
IGL AUDIT CO., LTD

I-GLOCAL CO., LTD. IGL AUDIT CO., LTD ("IGLA")

"IGLA" is a group audit firm of IGL GROUP

Hanoi - Room 1503, 15th Floor, VIT Tower, 519 Kim Ma St., Ba Dinh Dist., Hanoi, Vietnam Tel: +84 4 2220 0334

HCMC - 14th Floor, Maritime Bank Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1, HCMC, Vietnam Tel: +84 8 3827 8096

Key Contacts

(Japanese) **Yusuke Kaburagi** (蕪木): yusuke.kaburagi@i-glocal.com

Yoshinao Nagai (永井): yoshinao.nagai@i-glocal.com

(HCM Office) **Nguyen Dinh Phuc**: nguyen.dinh.phuc@i-glocal.com

Vo Tan Huu: vo.tan.huu@i-glocal.com

(Hanoi Office) **Nguyen Quynh Nam**: nam.nguyen@iglaudit.com

Ta Huong Ly: ta.huong.ly@i-glocal.com

Takayuki Jitsuvara (實原): takayuki.jitsuvara@i-glocal.com

Tran Nguyen Trung: tran.nguyen.trung@i-glocal.com

Vu Lam: lam.vu@iglaudit.com

Nguyen Thi Thu Huyen: huyen.nguyen@iglaudit.com

Nguyen Thi Loan: nguyen.thi.loan@i-glocal.com



I. 法人税

1. 規定に従わない傷病手当、退職手当に係る損金算入要件

2012年9月5日付ホーチミン市税務局発行 Official Letter 6660/CT-TTHT によると、傷病手当及び退職手当に係る損金算入要件は以下の通りである。

- 2009年1月1日から現在まで、法律上失業保険に加入する必要が無い企業であり、かつ2012年度において、労働契約及び労働法に従い、企業が従業員に対し退職手当を支払った場合、当該退職手当は損金算入可能である。また従業員の個人所得税を計算する際、当該手当は課税所得に含まれない。
- 一方で、2009年1月1日以降、法律上は失業保険に加入する必要があったが加入していなかった場合、2012年度において従業員に支払った退職手当は損金不算入となる。また規定に従わず支払われた退職手当は従業員の個人所得税計算上課税所得に計上しなければならない。
- 休職中の従業員に対し傷病手当を支払う場合、当該手当は損金算入が認められず、かつ従業員の個人所得税計算上課税所得とされる。

2. 従業員のために購入した飲料費の損金算入

2012年8月20日付ホーチミン市税務局発行 Official Letter 6289/CT-TTHT によると、会社は営業及び生産活動目的ではなく、従業員のためにコーヒー、ミルクもしくはお茶等を購入する場合、当該費用は仕入付加価値税を申告できず、損金算入も認められない。

II. 個人所得税

1. 短期労働者の所得に対する個人所得税

2012年10月31日付ホーチミン市税務局発行 Official Letter 8330/CT-TTHT 号によると、会社は3ヶ月以下の労働契約を締結し、給与を支払う場合、100万ドン以上であれば、会社は個人所得の10%（税

コードを所有する個人）及び20%（税コードを所有しない個人）を源泉徴収しなければならない。ただし、労働者の所得が給与所得のみであり、課税所得の概算額（各種控除後）が個人所得税の免税対象額の範囲内の場合で、かつ労働者が財務省発行通達 Circular 113/2011/TT-BTC 内のフォーム 23/BCK-TNCR で納税申告する際は、会社は源泉徴収する必要がない。しかし、その場合でも会社は年末に当該個人のリストを税務局に報告しなければならない。さらに、税コードを所有していない個人は上述のフォームで申告することができない。

また試用期間中の労働者が休職する場合、会社は個人所得税を源泉徴収し、個人の年次所得税確定申告のため、源泉徴収票を発行しなければならない。源泉徴収した税額の納税期限は個人所得税の申告期間の最終日である。

2. サービスを提供する個人に係る個人所得税

2012年9月7日付ホーチミン市税務局発行 Official Letter 6784/CT-TTHT によると、営業ライセンスを保有せず、かつ会社と労働契約を締結していない個人がサービスを提供するために、会社との間でサービス契約を締結する場合、会社がサービス費を支払う際に以下の通り源泉徴収を行わなければならない。

“サービス費が100万ドン/回以上である場合、税コードを所有している個人に対してはサービス費の10%を、税コードを所有しない個人に対しては20%を源泉徴収し、納税する。ただし、保険代理店や宝くじ代理店等の手数料など、財務省規定の源泉徴収率を適用する場合を除く。当該サービス費を損金算入するためには、会社は締結した契約書及び支払証憑書類に基づき、インボイス不発行のサービス或いは商品の報告書 (Circular 123/2012/TT-BTC 内のフォーム 01/TNCR) を作成する。



III. 付加価値税

1. 付加価値税納税期限の延期に関する Circular 175/2002/TT-BTC

2012年10月22日付財務省は、付加価値税の納税期限の延期に係るガイダンスとなる Circular 175/2012/TT-BTC を発行した。当通達の付加価値税の納税期限延期に関する内容を下記にまとめる。

2012年5月10日付政府発行決議 Resolution 13/NQ-CP 及び 2012年5月23日付財務省発行通達 Circular 83/2012/TT-BTC の規定により、既に2013年1月までと納税期限延期を受けている2012年6月の付加価値税の税額を、さらに2013年4月まで延期することができる。つまり、2012年6月の付加価値税の納税延長期限は2013年4月20日となる。

当該付加価値税納税期限の延期の取扱いは、控除法により付加価値税を納税している下記の企業が対象である。

- 中小企業（協同組合を含み、宝くじ、証券、金融、銀行、保険に関連する事業及び特別消費税の課税対象となる商品・サービスを製造・販売する企業は含まない）
- 農林水産、繊維、皮靴または電子部品の生産、及び経済・社会インフラの整備・建設を行い、かつ多数の従業員を擁している企業

2. ベトナム国外で提供されるサービスに係る付加価値税

2012年9月5日付税務総局発行 Official Letter 6655/CT-TTHT によると、ベトナムで商品販売契約を締結したがベトナム国外（例：シンガポール）に商品を送付する場合、当該販売活動は海外取引となるため、付加価値税を申告・納付する必要がない。インボイスを発行する場合、税率及び税額を記載する部分には“シンガポールにおける販売商品”と明記しなければならない。

3. ノンバンクからの借入利息に係る付加価値税

2012年9月26日付首相発行 Official Letter 1551/TTg-KTTH によると、付加価値税法及び2011年12月27日付政府発行 Decree 121/2011/ND-CP に基づき、金融機関法、国家銀行法、民法等の法規定によって営業が許可されたノンバンクによる金融活動に対しては、付加価値税が課されない。従って、ノンバンクからの借入利息に対しては付加価値税が課されない。

IV. 外国契約者税

1. ベトナムに商業拠点を有しない外国契約者の事業税納付義務

2012年10月17日付税務総局発行 Official Letter 3639/TCT-KK によると、外国契約者は、ベトナムで所得が発生する場合であっても、商業拠点がなければ、事業税を納付する必要がない。尚、商業拠点が無い外国契約者とは、投資法及び商法上規定された直接投資タイプではなく、またベトナムにおける駐在事務所及び支店がない場合と定義される。

2. 外国契約者に支払う前払金に係る外国契約者税の申告手続

2012年10月02日付税務総局発行 Official Letter 3451/TCT-CS によると、外国契約者が定められた方法で外国契約者税を申告し、契約書上、ベトナム法人が外国契約者に契約額の一定割合を前払いすることが規定される場合、ベトナム法人は外国契約者の代わりに前払金に係る付加価値税及び法人税を申告・納付する必要がある。また、外国契約者がベトナム法人に対し、月に複数回前払いを行う場合、発生毎に申告・納付する代わりに、月次申告を登録することが可能である。